

令和7年1月28日

質 問 事 項 ・ 回 答

案件名称：令和7年度 北港処分地水質調査業務委託

大阪広域環境施設組合

番号	質問事項	回答
1	<p>仕様書 別表 1 大腸菌数の定量下限値が 0.5 個/cm³ となっていますが、大腸菌数の単位は CFU/mL です。定量下限値は 0.5CFU/mL というのでしょうか</p>	<p>大腸菌数の検定方法である「下水の水質の検定方法等に関する省令」においては、定量範囲が定められていないため、現時点では下限値を設定しないものとします。</p> <p>ただし、契約期間中に変更が生じた場合には、協議により定めます。</p>
2	<p>仕様書 6.に「令和 8 年 3 月測定分の測定結果については、3 月末までに発注者に提出すること。」、また、仕様書 5.(4)⑤に「14 日に 1 回の項目における試料採取は、原則として同一曜日とする。」、仕様書 5.(4)④に「試料採取には原則、本組合職員が立ち会う。」、仕様書 5.(2)に「測定回数 26 回/年」とあります。これらの条件をクリアするには、4 月 1 日から 6 日あたりに第 1 回目を採取するのが望ましいと思われませんが、年末年始やお盆や祝日など、採取ができない日（立ち会いができない日）はありますか</p>	<p>採取できない日は、土曜、日曜、祝日及び年末年始です。</p>